

施設貸切利用契約書

株式会社BLANC（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、RuGu Glamping Resort（沖縄県宮古島市下地来間156-71。以下「RuGu」という。）の利用につき、以下のとおり施設貸切利用契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（施設利用の承諾）

1 甲は、乙に対し、各種イベント・結婚披露宴や二次会等（以下、併せて「催事」という。）、来場者の宿泊、控え所、運営側控え所・資材置場等の目的で、RuGu及びその付帯設備を貸切利用することを承諾する。

2 前項の利用予定日、利用スケジュール（準備開始から催事終了後退出するまで）、利用する施設・設備の範囲等については、別途甲乙間で協議の上、書面で決定する。

第2条（利用料金）

利用料金は、利用該当日時のRuGu宿泊料金を参考に内容を打合せの上、個別見積もりにて受発注を行うものとする。

第3条（利用料金の支払い方法）

1 乙は、以下の期日までに、所定の予約金（100,000円）を甲の指定口座に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（1）予約金・・・利用申込日月末まで

（2）上記支払については、両者合意の上で支払いタイミングを変更することがある。

2 乙は、以下の期日までに、所定の利用料金を甲の指定口座に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（1）基本利用料（第2条の個別見積もりによる受発注金額から予約金を差し引いた金額）・・・利用終了後7日以内

（2）前項の金額を除いた残額（時間外延長料、追加付帯設備料、追加飲食費用、追加諸費用分等）・・・利用終了後14日以内

（3）上記支払については、両者合意の上で支払いタイミングを変更することがある。

第4条（予約金不払いの場合の措置）

乙が前条1項に定める支払期日までに予約金を支払わなかったときは、本契約はその効力を失う。

第5条（乙が解約/延期を申し入れた場合の措置）

1 本契約は、乙からの解約の申し入れにより終了する。但し、解約の場合、第3条1項に定めた予約金の返金を行わないものとする。

2 解約に際して、手配済みの機器・備品、飲食、技術員等の見積金額が予約金を超える場合、甲が提示した見積もりを双方で確認の上、乙は甲に対してその実費全額を支払うものとする。

3 契約延期の場合は再度、甲乙にてスケジュールの再確認を行い、その内容を書面で締結する。なお、支払い済みの予約金は引き継がれるものとする。

第6条（諸官庁への届出等）

乙は、RuGuを利用するに当たって、所轄の諸官庁に届出・申請等が必要な場合、法令に定められた事項に従い、乙の責任

と負担において届出・申請等を行い、諸官庁の指示に従う。

第7条（催事の運営）

- 1 乙は、善良な管理者の注意をもってRuGuを利用し、自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な事前準備および催事終了後の原状回復作業を行う。
- 2 乙は、利用開始日の7日前までにRuGu利用の具体的スケジュール、人員整理・誘方法、来場者数等について甲と打合せ決定する。

第8条（付帯設備の利用およびその利用料等）

- 1 乙が、RuGuに設置された甲所有の付帯設備の利用を希望するときは利用日の1ヶ月前までにその詳細について甲と打合せし決定する。この場合、乙は、利用方法、利用時間、利用料金およびその支払方法その他に関して甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、会場内での施工がある場合は、1か月前までに施工図面等を甲に提出し、施工内容について甲と打合せし、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙が外部の音響・照明・映像等の業者を利用する場合は、利用日前日までに甲に内容を説明し、承諾を得るものとする。利用期間中に施設利用に関しての甲の指示があった場合、従わなければならない。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、本契約上の地位または当該地位に基づく権利義務を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

第10条（禁止事項）

- 1 乙は、下記の行為をしてはならず、また、乙関係者及び来場者等にこれらを行わせてはならない。
 - (1) 第1条第1項の目的以外の目的でRuGuを利用すること。
 - (2) RuGu及びその近辺に危険物を持ち込むこと。
 - (3) 暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者をRuGuに入場させること。
 - (4) ゴミを投棄するなど、RuGu及びその近辺を不衛生な状態にすること。
 - (5) 騒音、振動、異臭を発生するなどRuGu及びその近辺に迷惑となる行為をすること。
 - (6) 壁、床、器具その他RuGu及び備品の一切に対し、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。また、甲の許可なくトレーラーハウス及び付帯設備への釘打ち及びガムテープ貼りをしてはならない。
 - (7) 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。
 - (8) 博打もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
 - (9) 自動車・バイクなどをRuGuの近辺に甲の承諾なく路上駐車すること。
 - (10) RuGuの諸設備の維持・管理または保全に支障を及ぼす行為。
 - (11) その他RuGu及びその近辺で、第三者に迷惑を及ぼす行為及び甲が禁止した行為。

第11条（施設管理権）

- 1 乙または来場者等が前条の定めに違反しもしくは甲の従業員その他関係者の注意に従わない場合、甲はこの者をRuGuから退場させることができる。
- 2 乙は自らの責任で、乙、乙関係者及び来場者等の生命、身体及び財産の安全を守らなければならない。甲は、RuGuでの事故、盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、乙はこれに異議を述べない。

第12条（甲の立入権）

甲は、RuGuの維持、保安及び管理等の必要がある場合、乙の利用中であっても、RuGu の適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、乙は、甲が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。

第13条（不可抗力などによって利用が不可能となった場合の措置）

1 天災地変・テロなどの不可抗力、その他甲の責に帰すことができない事由によって、乙が本契約の目的に従ってRuGuを利用できなくなったとき、本契約は当然に終了する。

2 前項の場合、乙は未払いの利用料金の支払いを要さない。ただし、延期ではなく解約の場合、予約金の返金は行わない。

3 第1項の場合、甲は乙に対し、損害賠償その他何らの責任を負わず、万一、来場者等及びその他の第三者との間に紛議が生じたときは、乙は自らの責任と費用にてこれを処理解決しなければならない。

4 RuGuの諸設備の故障等により、乙および来場者等の所期の目的が達成されなかった場合であっても、甲は乙に対し、利用料金支払いの免除以上の損失補償はしない。

第14条（乙の損害賠償責任）

1 乙、乙関係者、来場者等がRuGuを利用するに際して、RuGu内の諸設備を汚損または毀損したときは、乙は甲に対し、原状回復のための費用その他これによって甲が被った損害を賠償しなければならない。

2 RuGuの利用に際して乙関係者、来場者等に事故その他の損害が生じたときは、乙は、自らの責任と費用にて損害を賠償しなければならないが、甲は一切の責任を負わない。但し、甲による管理に重大な過失があった場合は、この限りではない。

第15条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明・保証する。

(1) 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 利用目的が暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するためであったり、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと。

第16条（利用開始前及び開始中の契約の解除）

1 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は乙に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除し、RuGuの利用を中止させることができる。

(1) 提出書類等に虚偽の記載をしたことが判明した場合。

(2) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

(3) 甲の信用を毀損する行為があったとき。

(4) RuGu及びその近辺に迷惑を及ぼすおそれがあると甲が判断したとき。

(5) 社会的な道徳または倫理に反する行為があったとき。

(6) 前条に違反していることが判明したとき。

(7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

(8) 自ら振り出した手形もしくは小切手が不渡となったとき。

(9) 営業を廃止し、または解散したとき。

(10) 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。

(11) 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたと

